

第3回「京都府新たな移住に関する条例検討委員会」

次 第

日時：令和3年5月27日（木）9時30分～11時30分
於：Zoom ビデオウェビナー（ホテルルビノ京都堀川2階加茂）

1 開 会

2 報 告

- (1) これまでの検討状況について
- (2) 令和3年度の予定について

3 議 事

- (1) 新たな移住条例の考え方（案）について
- (2) 新条例における移住促進特別区域のイメージ（案）について

4 閉 会

第3回「京都府新たな移住に関する条例検討委員会」

出席者名簿

■委員

氏名	団体・所属等	職名	備考
小畑 英明	一般社団法人 京都経営者協会	会長	
黒坂 則子	同志社大学法学部	教授	
鈴木 博之	株式会社国際電気通信基礎技術研究所 (ATR)	代表取締役専務	
田中 大貴	d:matcha	代表取締役	
田村 篤史	京都移住計画	代表	
辻田 素子	龍谷大学経済学部現代経済学科	教授	
中川 正樹	株式会社丹後王国ブルワリー	代表取締役	
山極 寿一	総合地球環境学研究所	所長	

※五十音順

■京都府

氏名	職名	備考
山下 晃正	副知事	
岡本 孝樹	企画調整理事	
吉田 宏則	企画参事 (北部担当)	
長塩 泰治	農村振興課参事	
田淵 功	経営支援・担い手育成課長	

新たな移住・定住に関する研究会と条例検討委員会の議論等について

新たな移住・定住に関する研究会

第1回 9/7	<p>【結果】移住の多様化や新型コロナ禍の影響により、移住政策を見直す必要がある。</p> <p>【移住の多様化、新型コロナ禍の影響】 ○場所にとらわれない働き方、住まい方、学び方により、価値観も変わる。 ○コロナ禍を機に二地域居住も一般的になる。 【移住政策の見直し】 ○地域のまとまりや魅力をどう演出していくかが重要。 ○大学、企業、地域等が連携し、どのようなまちづくりをするか、目標を設定すべき。 ○京都ならではのリモートワークや移住を考えるべき。</p>
------------	--

新たな移住に関する条例検討委員会

第1回 10/13	<p>【結果】研究会における議論を踏まえて条例を見直す必要がある。 ①現行条例成果を踏まえ1年延長 ②関係人口を取り込むことを検討</p> <p>【現行条例の1年延長】 ○現行条例の成果を踏まえ、1年延長すべき。 【関係人口を取り込むことを検討】 ○関係人口を対象とすることについて、税とサービス等の検討が必要。 ○関係人口について、どこから来る人なのかという議論が必要。 【移住支援の見直し】 ○個人の移住支援が目立っていたが、企業誘致等法人向けの移住促進をすべき。 ○企業誘致は人数稼ぎにはなるが、その人たちは地域に根ざすのか考えるべき。 ○地域の核となる人材が地域住民から伝統を受け継ぐ体制づくりを検討すべき。</p>
--------------	--

第2回 11/17	<p>【結果】関係人口に関する支援、それに伴う支援地域の見直しも検討</p> <p>【関係人口に関する支援】 ○地域資源を地域住民と関係人口が協働で磨く取組が必要。 ○学生は地域の知名度を上げる可能性があるため、受け入れる仕掛けを作るべき。 ○ワーケーションは2～3日滞在が多い。 ○企業は転職人材を求めるときに紹介者に対しベネフィットを出しており、人材確保の参考となる。 ○関係人口が創出する経済効果が地域にどれくらい貢献しているか試算すべき。 【支援地域】 ○移住を受け入れたい地域と連携すべき。 ○伝統文化の古都と最先端の未来を作るテクノロジーの都という両ブランドをデザインし戦略的なまちづくりをすべき。</p>
--------------	--

第2回 12/24	<p>【結果】条例における支援地域の見直し内容及び関係人口の範囲の検討</p> <p>【支援地域の見直し】 ○中心市街地に新しい仕事が増えることで、周辺地域の人の就労機会が増え職業の幅も広がる。 ○テレワークには大阪・京都から1時間圏内のアクセスの良いエリアが選ばれるのではないかと。 ○市町村がまちの未来について青写真を設けた方がよい。 ○移住促進に積極的な地域に重点的に支援が行き届くよう、順位付けが必要。 【関係人口の範囲】 ○地域活性化を条例目的とする場合、移住以外の施策も横断的に見ることが必要。 ○人口増だけでなく、地域活性化により新しい産業が興る、住民同士のネットワークが広がるなど地域のメリットを前面に打ち出すべき。</p>
--------------	---

第3回 3/2	<p>【結果】地域の特色を設定するとともに、外部人材を取り込む仕組みづくりも検討</p> <p>【関係人口の取り込みについて】 ○地域をどうしていくのか、外部の人の考え方も取り入れられる仕組みが必要。 【移住のスタイルについて】 ○ライフステージごとに住む場所を変える提案や、地域のライフスタイルを特色として打ち出せないか。 【海外からの移住等、より広い範囲での取組について】 ○府内での魅力発信だけでなく、より広域に発信する場合の支援を厚めにするのはどうか。 ○グローバルコミュニティーを作り、それをコアに情報発信すべき。 【移住促進したい地域のテーマについて】 ○それぞれの施策について京都としてどう個性を出すか考えるべき。</p>
------------	---

第3回 5/27	<p><今回議題></p> <p>(1)新たな移住条例の考え方(案)について</p> <p>(2)新条例における移住促進特別区域のイメージ(案)について</p>
-------------	--

新たな移住条例の考え方（案）（イメージ）

	新たな移住条例	現行の移住条例
目指す方向	<ul style="list-style-type: none"> ○多様化する「移住」ニーズに対応した移住の促進、移住者等の活躍応援 ○地域の担い手として活動する関係人口も施策の対象に追加 	<ul style="list-style-type: none"> ○農村地域の維持・発展 ○「移住」「定住」の促進 ○空家の解消、耕作放棄地の活用
基本理念	<ul style="list-style-type: none"> ○移住者の多様なニーズへの対応と移住者等が活躍できる地域づくりの推進（＝市町村が地域の特性を生かした重点地域・テーマを定めて移住促進） ⇒分かりやすい特色を積極的に発信 	<ul style="list-style-type: none"> ○空家及び農地を活用した移住促進による地域活性化（＝コミュニティ維持及び担い手確保等による農村等中心の地域振興）
取組地域	<p>市町村が地域の特色や求める移住者像を示す区域</p> <p>移住促進特別区域</p> <p>※人口集中地区も含めて指定可能 (旧移住促進特別区域はみなし指定)</p>	<p>移住促進特別区域</p> <p>※人口集中地区を除く (農山漁村地域等)</p>
施策柱立て	<p>市町村がテーマに沿った施策を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移住人材の仕事、活躍の場づくり等 ・空家活用(税軽減、改修支援等) ・情報の提供(移住相談等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・空家活用(税軽減、改修支援等) ・農地活用 ・情報の提供(移住相談等)
	<p>各市町村が地域の特性を生かした環境整備を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・副業、外部人材マッチング ・起業、創業者交流ひろば ・ワーケーション推進 等 	

支援対象となる者の範囲について

▶ 地域と関わろうとする人で移住しない人(住所を移さない人)について、どこまで支援するか？

- ・ 住居等を持つ人(不動産の取得者等)
- ・ 起業、交流の場づくり等、移住促進に繋がる取組を行う人
(小売店舗の起業者、サテライトオフィス設置者等)

<研究会意見>

- 外部人材が地域の人気づいていない資源に対する価値観を作ると地域の自信になるため、その魅力を地域と協働して磨くことが重要。
- 行政は黒子となり、大学やその地域に居るユニークなプレイヤーが表側に出てくる方が外部人材が関わりやすい。

1

論点2

移住促進特別区域のあり方について①

▶ 移住を促すべき地域とは？

現在は

- ・ 農山漁村地域(条件不利地域)

- ・ 市町村が移住を促進したい地域
→ 府外から移住者を受け入れる体制整備及び希望等がある場合、人口集中地区等の市街地を含めることに課題があるか？

<研究会意見>

- 移住条例の移住促進特別区域が現在100地域近くあるが、差異をどのように発信していくかがポイントではないか。
- 移住者を望んでいない地域に移住することを避けるため、受け入れたいと手を挙げた地域で取り組むべき。

2

移住促進特別区域のあり方について②

▶ 農山漁村地域に限定しない場合、条件不利地域への移住を損なわないために何が必要か？
 (地域と移住者の求める内容のミスマッチ防止が重要)

- ・ 地域によって支援に差をつける
- ・ 地域ごとにテーマを設定、該当する移住者に対して支援を実施してはどうか。

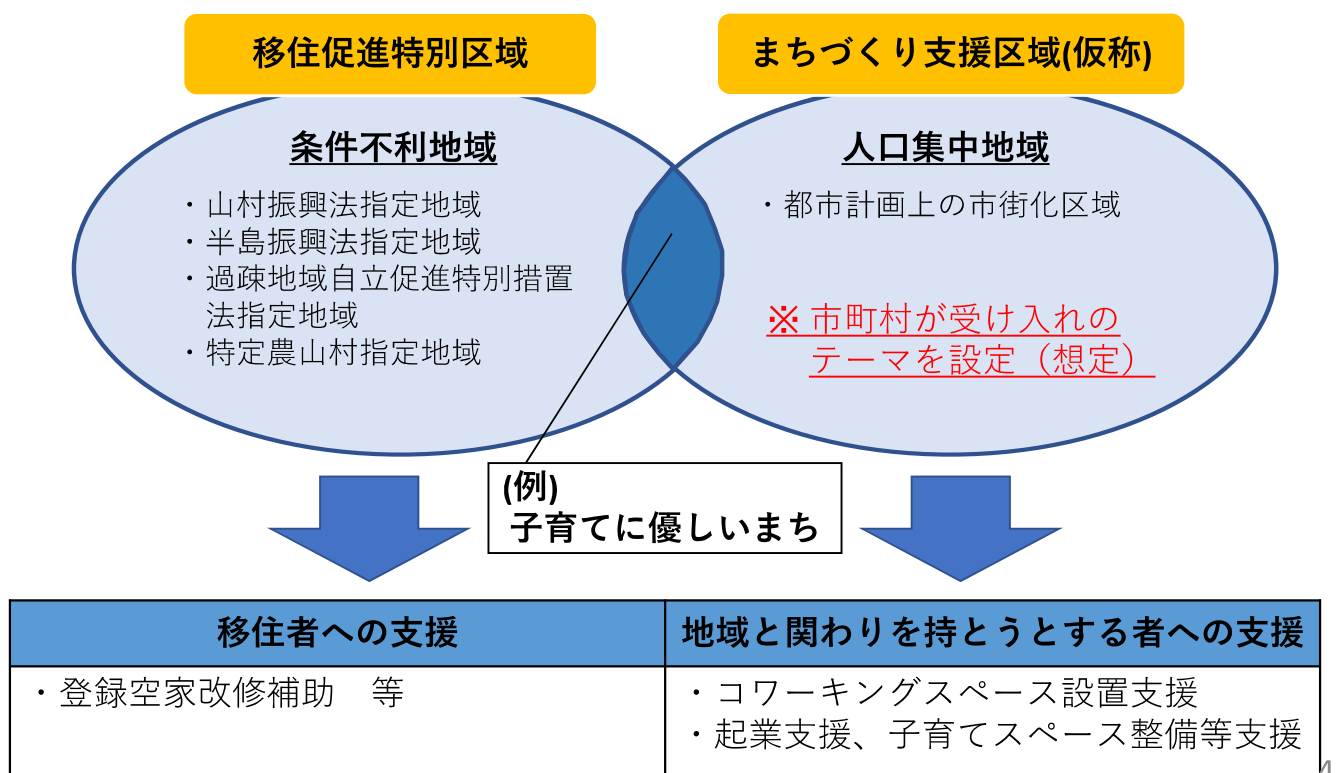
(テーマ例) 子育て環境・・・子育て世帯の住まい改修支援
 文化芸術・・・防音設備、アトリエ改修支援
 学び・・・Web環境整備支援

<研究会意見>

○地域の人が望むことと地域外の人が魅力に感じることはミスマッチしている可能性があり、地域が望んでいることをすると成功しない虞がある。

3

移住促進特別区域とまちづくり支援区域(仮称)のイメージ(案)



4

新たな移住を進める地域で どのような地域づくりを していくのか？

～新たな移住者とどのような地域を目指すのか？～

今までの地域づくり

農業や地域の担い手
地域コミュニティの維持

これからの地域づくり例

子育てしやすいまち
学生が行き交うまち
文化芸術のまち
起業や観光のまち 等

(自治体や地域で考える地域づくりを基本)

5

新たな移住を進めるために どのような支援が必要か？

～新たな移住者とどのような地域を目指すのか？～

今までの主な支援

【移住者向け】

- ・空家改修支援
- ・就業支援
- ・不動産取得税軽減

【受入地域向け】

- ・家財道具整理支援
- ・受入団体整備支援

【共通】

- ・空家バンク

これからの支援例

【移住者向け】

- ・空き家改修支援
- ・就業支援
- ・不動産取得税軽減

【受入地域向け】

- ・家財道具整理支援
- ・受入団体整備支援
- ・商店街空店舗支援

【共通】

- ・空家＋空店舗バンク

【関係人口向け】

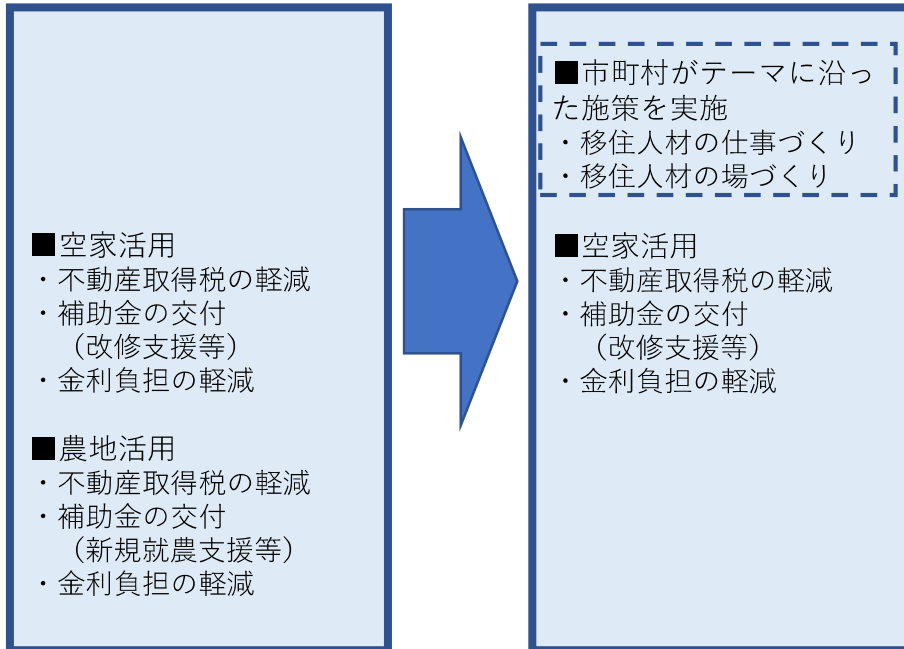
- ・起業支援
- ・テレワーク支援
- ・副業・兼業支援
- ・関係人口等交流
拠点整備支援

等

6

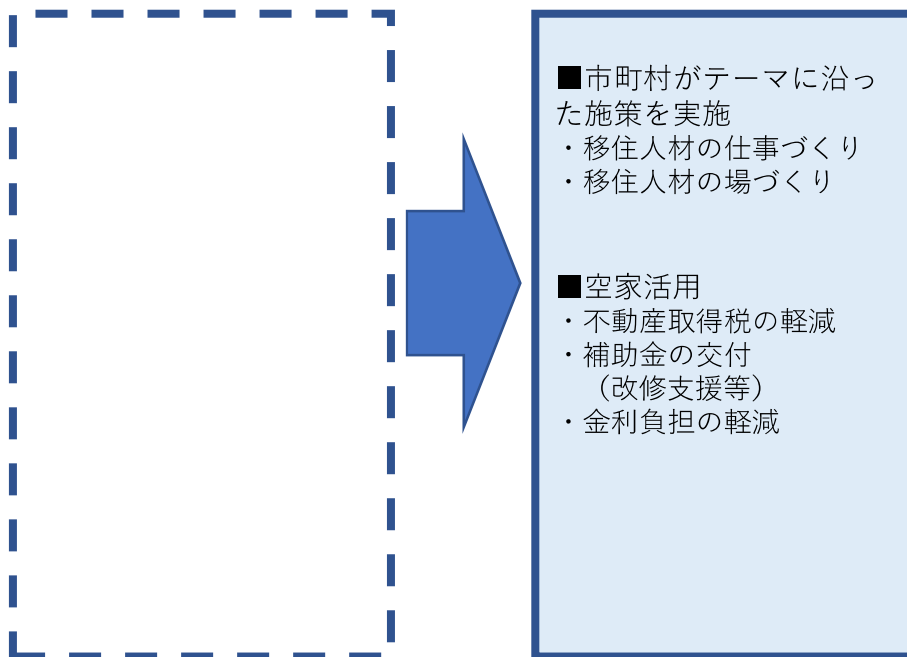
移住促進特別区域のイメージ

■ 現行の移住促進特別区域



■ 新条例で新たに指定する移住促進特別区域

地方都市の中心部も可能
（農山漁村等の周辺地域へも効果が波及）



府で地域の特色をパッケージとしてとりまとめ、移住先を色々選べる京都として情報発信